

○旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱

平成31年3月29日

旭市告示第35号

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭における地球温暖化対策を促進するため、住宅用省エネルギー設備等を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、旭市補助金等交付規則（平成17年旭市規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第3条に定める市内の住宅（店舗等の併用住宅を含む。）に次の各号に掲げる未使用の住宅用省エネルギー設備等（以下「補助対象設備」という。）を設置する事業とする。

- (1) 太陽光発電設備
- (2) 太陽熱利用システム
- (3) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (4) 定置用リチウムイオン蓄電システム

2 補助対象設備の要件は、別表第1のとおりとする。

(補助対象設備を設置する住宅)

第3条 市が補助する補助対象設備を設置する住宅は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅
- (2) 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅
- (3) 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅
- (4) 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために取得する、住宅を販売する事業者等により未使用の設備が予め設置された市内に所在する住宅

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、かつ次の各号に掲げる要件を満たす者とする。ただし、旭市暴力団排除条例（平成24年旭市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員及び第3号に規定する暴力団員等を除く。

- (1) 市内に住所を有すること。（市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。）
- (2) 世帯の全員が市に納付すべき税を滞納していないこと。
- (3) 補助対象設備を設置する住宅が第3条第1号に該当する場合は、設備の設置費を負担し、設備を所有すること。
- (4) 補助対象設備を設置する住宅が前条第2号に該当する場合は、全ての所有者又は共有者から補助事業の実施について同意を得ていること。
- (5) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同種の省エネルギー設備等に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この要綱に基づく補助を受けていないこと。
- (6) 補助対象設備のうち、太陽光発電設備を設置する場合は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の規定により、電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約を締結していること（市への実績報告の日までに締結する場合を含む。）。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施する者が負担した設置費のうち別表第2左欄に掲げる設備の種類に応じ右欄に掲げる経費とする。

- 2 補助金の額は、別表第3左欄に掲げる設備の種類に応じ右欄に掲げる額とする。
- 3 第1項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあつてはさらに当該補助金の額を控除した額とする。
- 4 補助金は補助対象設備の種類ごとに、一の住宅につき1回（集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあつては1戸につき1回）に限り交付

する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合には、この限りでない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象設備の設置工事に着手する前（第3条第4号に該当する住宅を取得する場合には、住宅の引渡しを受ける前）に、旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第1号様式の2）
- (2) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書等の写し
- (3) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し
- (4) 補助対象設備の設置予定図面
- (5) 補助対象設備を設置する住宅の場所が確認できる図面（地図）
- (6) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
- (7) 市税等納付状況確認同意書（第1号様式の3）
- (8) 太陽光発電設備調書（第1号様式の4）
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付等の決定)

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、第6条の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金変更申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、変更の可否を決定するとともに、旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金変

更承認（不承認）通知書（第４号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第９条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象設備の設置を中止しようとするときは、旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請取下げ書（第５号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第１０条 補助金の交付を受けた者は、工事完了の日から（第３条第４号に該当する住宅を取得する場合には、住宅の引渡しの日から）３０日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の３月１０日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金実績報告書（第６号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （１） 事業結果報告書（第６号様式の２）
- （２） 補助対象設備の設置費の支払いを証する書類及び内訳書の写し
- （３） 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- （４） 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類
- （５） 住民票抄本又は謄本
- （６） 補助対象設備が太陽光発電設備の場合は、電気事業者との特定契約締結を証する書類の写し
- （７） その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第１１条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、必要に応じ現地調査を行うなどその内容を審査し、適正と認めるときは補助金の額を確定し、旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金確定通知書（第７号様式）により当該報告書を提出した者に通知するものとする。

（交付の請求）

第１２条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の３月１０日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交

付請求書（第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 1 3 条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（2） この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付決定取消通知書（第 9 号様式）により、その者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 1 4 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずることができる。

（協力の義務）

第 1 5 条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

（雑則）

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

設備の種類	設備の要件
太陽光発電設備	<p>太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもののうち、以下の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りで連系するものであること。</p> <p>(2) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。</p> <p>(3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>ア 国際電気標準会議の規格又は日本工業規格に適合しているものであること。</p> <p>イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。</p> <p>ウ 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの</p> <p>(4) 対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値）が10キロワット未満であること。なお、既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は既存設備分を含めた増設後の設備が上記の要件を満たすこと。</p>
太陽熱利用システム	<p>集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯又は空調等に利用するシステムで、動力を使用して熱媒等を循環させるもののうち、一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品（BL 部品）として認定を受けているもの。ただし、集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。</p>
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	<p>燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。</p>
定置用リチウムイ	<p>リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電</p>

オン蓄電システム	气的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。) 並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。
----------	--

別表第2（第5条関係）

設備の種類	補助対象経費
太陽光発電設備	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）、その他付属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
太陽熱利用システム	設備本体（集熱器、蓄熱槽等）、架台、その他の付属機器（集熱配管、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）



別表第3（第5条関係）

設備の種類	補助金の額
太陽光発電設備	単価 20,000円/kW (上限 100,000円)
太陽熱利用システム	上限 50,000円
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	上限 50,000円
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限 100,000円

備考

- 1 太陽光発電設備にあつては、太陽電池の公称最大出力（小数点以下2桁未満は切り捨てる。）に1kwあたりの単価を乗じて得た額とする。
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

(表)

第1号様式(第6条関係)

旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請書

年 月 日

旭市長

申請者 住所  
氏名 印  
電話番号

旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金の交付を受けたいので、旭市補助金等交付規則第4条及び旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助対象設備の種類 ※該当設備に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム <input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム(エネファーム) <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム
設置場所住所	旭市
補助金交付申請額	円
補助対象設備設置工事 着工予定日	年 月 日
補助対象設備設置工事 完了予定日	年 月 日
補助対象設備を設置する建物等の種類別(いずれかに○印)	1 既存の住宅に補助対象設備を設置する。 2 未使用の補助対象設備が設置された住宅(建売住宅等)を取得する。 3 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する。 (2・3の場合 入居予定 年 月)
補助対象設備を設置する住宅等の所有者氏名 ※集合住宅の場合は専有部分	

(裏)

※申請者と所有者が異なる場合は下記に所有者の署名をお願いします。

私は、私の所有する住宅に補助金申請者が旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金の交付対象となる設備を設置することについて、同意しています。

署名 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

補助対象設備が太陽光発電設備の場合該当するものに☑を記入の上( )内に必要事項を記入	1	<input type="checkbox"/> 太陽発電設備を設置しようとする住宅にエネルギー管理システム(HEMS) 又はリチウムイオン蓄電システムを設置済みである。 設置済みの設備の種類 ( ) 設置済みの設備の型番 ( ) <input type="checkbox"/> 本補助金申請に係る実績報告の日までに、太陽発電設備を設置しようとする住宅にエネルギー管理システム(HEMS) 又はリチウムイオン蓄電システムを設置予定である。 設置予定の設備の種類 ( ) 設置予定の設備の型番 ( )
	2	設置済みの太陽光発電設備が <input type="checkbox"/> ある→ある場合には、設置済みの設備の最大出力 ( ) k w <input type="checkbox"/> ない

添付書類

- (1) 事業計画書(第1号様式の2)
- (2) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書等の写し
- (3) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し
- (4) 補助対象設備の設置予定図面
- (5) 補助対象設備を設置する住宅の場所が確認できる図面(地図)
- (6) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
- (7) 市税等納税状況確認同意書(第1号様式の3)
- (8) 太陽光発電設備調書(第1号様式の4)
- (9) その他市長が必要と認める書類

第1号様式の2（第6条関係）

事業計画書

設 備	補助対象経費※1	補助交付申請額※2	仕 様
太陽光発電設備	円	円	製造者名 型式名 最大出力 kW
太陽熱利用システム	円	円	製造者名 型式名 集熱面積 m <sup>2</sup>
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	円	円	製造者名 品名番号（発電ユニット）  品名番号（貯湯ユニット）  発電出力 kW
定置用リチウムイオン蓄電システム	円	円	製造者名 型式名 蓄電能力 kwh
合 計	円	円	

※1 設置費から消費税及び地方消費税相当額を控除した額（設置費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあってはさらに当該補助金の額を控除した額）を記入すること。

※2 補助金交付申請額は、設備ごとに補助対象経費の額を上限とする。

第1号様式の3（第6条関係）

市税等納付状況確認同意書

年 月 日

旭市長

私は、旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金の交付に必要な期間、私が旭市に納付すべき税の納付状況について、旭市が所有する情報で確認することに同意します。

補助金申請者	住所	
	氏名	印
世帯員	氏名	印
	氏名	印
	氏名	印
	氏名	印
	氏名	印
	氏名	印

※学生（課税対象者を除く。）を除き、18歳以上が課税対象者。

※申請者の印は、旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請書と同一印であること。

※自署の場合は押印不要。

第1号様式の4 (第6条関係)

太陽光発電設備調書

申請者 住所  
氏名

印

1. 太陽電池モジュール				
製造者名	形式名	公称最大出力 (w) (ア)	枚数 (イ)	最大出力計 (w) (ア) × (イ)
合 計			(ウ)	
k w 換 算			(エ)	. k w
(ウ) /1,000 ※小数点以下2桁未満は切り捨てる。				
最大出力の上限			(オ)	. k w
※5 k w と (エ) のいずれか小さい方				
補助金交付申請額				, 0 0 0 円
(オ) ×20,000 円 ※千円未満は切捨てとする。				
2. パワーコンディショナー (インバータ・保護装置)				
製造者名	形式名	定格出力 (k w)		
合 計				
3. 国その他の団体からの補助金の有無		有 ・ 無		
4. 申請書類の問い合わせ先				
社 名 .....				
電話番号 .....				

第2号様式（第7条関係）

旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付（不交付）決定通知書

旭市指令第 号  
年 月 日

様

旭市長

年 月 日付で申請のあった旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金の交付については、下記のとおり決定したので、（旭市補助金等交付規則第7条及び）旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第7条の規定により通知する。

記

1 決定区分 交 付（不交付）

交付決定額	円
（内訳）太陽光発電設備	円
太陽熱利用システム	円
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	円
定置用リチウムイオン蓄電システム	円

2 交付の条件（不交付の理由）

第3号様式（第8条関係）

旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金変更申請書

年 月 日

旭市長

申請者 住所  
氏名 印  
電話番号

年 月 日付け旭市指令第 号をもって補助金の交付決定のあった補助対象設備について変更したいので、旭市補助金等交付規則第9条第1項及び旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由



第4号様式（第8条関係）

旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金変更承認（不承認）通知書

旭市指令第 号  
年 月 日

様

旭市長

年 月 日付けで申請のあった変更については、下記のとおり承認（不承認）としたので、旭市補助金等交付規則第9条第2項及び旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知する。

記

1 決定区分 承認（不承認）

承認による交付決定額	円
(内訳) 太陽光発電設備	円
太陽熱利用システム	円
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	円
定置用リチウムイオン蓄電システム	円

2 交付の条件（不承認の理由）

第5号様式（第9条関係）

旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請取下げ書

年 月 日

旭市長

届出者 住所

氏名

印

電話番号

年 月 日付け旭市指令第 号をもって補助金の交付決定のあった旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金については、下記の理由により取り下げたいので、旭市補助金等交付規則第8条第1項及び旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第9条の規定により届け出ます。

記

- |                     |   |
|---------------------|---|
| 1 交付決定額             | 円 |
| （内訳）太陽光発電設備         | 円 |
| 太陽熱利用システム           | 円 |
| 家庭用燃料電池システム（エネファーム） | 円 |
| 定置用リチウムイオン蓄電システム    | 円 |

2 取下げの理由

第6号様式（第10条関係）

旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金実績報告書

年 月 日

旭市長

届出者 住所

氏名

印

電話番号

年 月 日付け旭市指令第 号をもって旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金の交付決定を受けた補助対象設備の設置が完了したので、旭市補助金等交付規則第12条及び旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助金交付決定額	円
工事完了日	年 月 日

下記を確認し、該当するものに☑をご記入ください。

設置した設備は未使用品である。

添付書類

添付書類

- (1) 事業結果報告書（第6号様式の2）
- (2) 補助対象設備の支払いを証する書類及び内訳書の写し
- (3) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- (4) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類
- (5) 住民票抄本又は謄本
- (6) 補助対象設備が太陽光発電設備の場合は、電気事業者との特定契約締結を証する書類の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

第6号様式の2（第10条関係）

事業結果報告書

設 備	補助対象経費 ※1	補助金交付決 定額(内訳) ※2	仕 様 等
太陽光発電設備	円	円	製造者名 型式名 製造番号 最大出力 kW
太陽熱利用システム	円	円	製造者名 型式名 製造番号 集熱面積 m <sup>2</sup>
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	円	円	製造者名 品名番号（発電ユニット） 品名番号（貯湯ユニット） 製造番号 発電出力 kW
定置用リチウムイオン蓄 電システム	円	円	製造者名 型式名 製造番号 蓄電能力 kwh
合 計	円	円	

※1 設置費から消費税及び地方消費税相当額を控除した額（設置費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあってはさらに当該補助金の額を控除した額）を記入すること。

※2 補助金交付決定額は、設備ごとに補助対象経費の額を上限とする。

第7号様式（第11条関係）

旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金確定通知書

旭市達第 号  
年 月 日

様

旭市長

年 月 日付けで実績報告のあった旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金については、下記のとおり確定したので、旭市補助金等交付規則第14条及び旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第11条の規定により通知する。

記

交付確定額 円

第8号様式（第12条関係）

旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付請求書

年 月 日

旭市長

申請者 住所  
氏名 印  
電話番号

年 月 日付け旭市達第 号をもって確定通知のあった旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金について、旭市補助金等交付規則第15条及び旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

第9号様式（第13条関係）

旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付決定取消通知書

旭市指令第 号  
年 月 日

様

旭市長

年 月 日付け旭市指令第 号をもって交付決定した旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金については、下記のとおりその全部（一部）を取消したので、旭市補助金等交付規則第17条第4項及び旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知する。

記

- 1 取消した補助金の額 円
- 2 取消し後の補助金額 円
- 3 取消しの内容とその理由